

名古屋市高齢者就業支援センター条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8年 3月31日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第69号

名古屋市高齢者就業支援センター条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市高齢者就業支援センター条例施行細則（平成 9年名古屋市規則第88号）の一部を次のように改正する。

別表第 2中

「

1,400円	2,000円	3,400円	2,400円	4,400円	5,800円
600円	900円	1,500円	1,100円	2,000円	2,600円
300円	450円	750円	550円	1,000円	1,300円
300円	450円	750円	550円	1,000円	1,300円
400円	500円	900円	700円	1,200円	1,600円

を

」

「

2,100円	3,000円	5,100円	3,600円	6,600円	8,700円
900円	1,400円	2,300円	1,600円	3,000円	3,900円
450円	700円	1,150円	800円	1,500円	1,950円
450円	700円	1,150円	800円	1,500円	1,950円
600円	800円	1,400円	1,000円	1,800円	2,400円

に改める。

」

#### 附 則

- 1 この規則は、令和 8年10月 1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に使用の許可を受けている者及び使用の許可を申請し、受理されている者の使用料の減免の額については、なお従前の例による。